

## 仕様書

### 1 案件名称

令和8年度モバイルルーター長期借入

### 2 品名及び数量

モバイルルーター 2台

### 3 借入期間

令和8年7月1日（水）から令和10年6月30日（金）まで（24カ月）

### 4 仕様

#### (1) 借入機器

ア 寸法 : 長辺 150mm 以内 短辺 90mm 以内 厚み 25mm 以内

イ 重量 : 270g 以内

ウ 連続通信時間 : 360分以上（4G 又は 5G 若しくは LTE 回線）

#### (2) 通信サービス

ア データ通信（4G 又は 5G 若しくは LTE 回線）が可能であること。

（音声通話、SMS（ショートメッセージサービス）は不要）

イ データ通信容量

1台あたり1か月のデータ通信容量 20GB 以上

#### (3) 保守

ア 借入機器本体が故障等した際の保守サービスが付帯していること。

イ 保守サービスの受付時間は、9:00～17:30（平日）を含むこと。

ウ 借入機器本体の故障時には代替機を用意すること。

### 5 機器納入期限

契約日から令和8年6月30日（火）まで

### 6 機器納入場所及び利用場所

(1) 納入場所：大阪市役所本庁舎7階 計画調整局企画振興部総務担当

（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

(2) 利用場所：国内

## 7 応札時の注意事項

- (1) 借入機器を使用するうえで必要な機器（充電器、電池パック等）について、本仕様書への記載の有無に関わらず、台数分を準備すること。
- (2) 請求書を送付する際は、基本借入代金及び通信料等が記載された明細を合わせて当局担当者へ提出すること。
- (3) 本契約は総価契約につき、当局の故意又は不注意による故障や損傷の修理費用を除き、これら以外にかかる費用は全て契約金額に含むものとする。

## 8 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2) 借入開始日から使用できるよう当局担当者と協議のうえ機器を納入すること。
- (3) 借入機器は、同一社製同一製品であること。

## 9 事業担当

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市役所本庁舎 計画調整局企画振興部総務担当

電話：06-6208-7821

月額利用料金内訳

別紙

	月額利用料金	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
令和8年7月	円	円
令和8年8月	円	円
令和8年9月	円	円
令和8年10月	円	円
令和8年11月	円	円
令和8年12月	円	円
令和9年1月	円	円
令和9年2月	円	円
令和9年3月	円	円
令和9年4月	円	円
令和9年5月	円	円
令和9年6月	円	円
令和9年7月	円	円
令和9年8月	円	円
令和9年9月	円	円
令和9年10月	円	円
令和9年11月	円	円
令和9年12月	円	円
令和10年1月	円	円
令和10年2月	円	円
令和10年3月	円	円
令和10年4月	円	円

令和10年5月	円	円
令和10年6月	円	円

※令和8年7月利用料金は初期費用を含む。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965